

米沢市立小・中学校通学区域審議会会長 様

米沢市教育委員会
教育長 土 屋 宏

中学校の通学区域の変更について（諮問）

このことについて、下記のとおり、米沢市立小・中学校通学区域審議会の意見を伺います。

記

1 諮問内容

米沢市立第一中学校、第二中学校及び第四中学校の通学区域に関して、令和 8 年 4 月 1 日から次のとおり変更することについて。

- （１）現在の第二中学校の通学区域の一部を第一中学校の通学区域に変更する。
- （２）現在の第四中学校の通学区域の一部を第一中学校の通学区域に変更する。
- （３）現在の第一中学校の通学区域の一部を第二中学校（「(仮称) 南西中学校」）の通学区域に変更する。

2 諮問理由

現在、米沢市立学校適正規模・適正配置等基本計画に基づき進めている本市の中学校の再編統合にあたっては、子ども達にとって、より良い学校教育環境を整え教育の質を充実させるために、施設分離型の小中一貫教育を推進することを基本方針としております。

この施設分離型の小中一貫教育を推進するにあたっては、義務教育期間である小学校の 6 年間及び中学校の 3 年間を通した 9 年間の一貫教育の中で、学びや育ちを大切にしていることとし、そのために一つの小学校から一つの中学校へ進学する環境を整備するものとしています。

現在、米沢市立興譲小学校を卒業した子ども達は、米沢市立第一中学校、第二中学校及び第四中学校にわかれて進学している状況となっています。また、米沢市立南部小学校を卒業した子ども達は、米沢市立第一中学校と第二中学校にわかれて進学している状況となっていますが、このように各小学校を卒業した子ども達が、複数の中学校にわかれて進学する状況を解消し、全員、同一の中学校へ進学できるよう、各中学校の通学区域を変更しようとするものです。

1 第二中学校の通学区域から第一中学校の通学区域に変更する区域

下記（１）から（１２）までの区域について、現在の「第二中学校」の通学区域から「第一中学校」の通学区域に変更する。当該変更は、令和８年度（令和８年４月１日）からとする。

- （１） 中央一丁目の一部（２番８号から３４号まで、３番、４番、５番、６番９号から１９号まで、７番１２号から１９号まで、８番、９番、１０番、１１番、１２番７号から１９号まで）
- （２） 門東町一丁目の一部（５番２４号から３３号まで）
- （３） 門東町二丁目
- （４） 門東町三丁目の一部（１番、２番、３番１号から２７号まで、３番４１号から４５号まで、４番）
- （５） 城北一丁目の一部（７番１５号から２５号まで、８番７号から３９号まで）
- （６） 大町三丁目の一部（３番２０号から４３号まで、４番１９号から４４号まで、５番、６番）
- （７） 大町四丁目の一部（３番８号から２１号まで、４番２２号から５２号まで、５番、６番）
- （８） 大町五丁目の一部（３番２０号から２９号まで、４番７号から３９号まで）
- （９） 松が岬二丁目の一部（１番１号、１番７１号から８６号まで、２番１号から３号まで、２番７０号から７４号まで、３番１号から４号まで、３番４４号から５４号まで、５番１号から４号まで、５番４０号から４６号まで、６番１号から７号まで）
- （１０） 松が岬三丁目の一部（１番６号から５１号まで、２番、３番、４番、５番、６番）
- （１１） 丸の内一丁目の一部（１番、５番、６番、７番、９番１号から３号まで、９番２５号から３０号まで）
- （１２） 丸の内二丁目の一部（１番６号から４１号まで、２番、３番、４番、５番５号から５０号まで）

2 第四中学校の通学区域から第一中学校の通学区域に変更する区域

下記（１）から（１２）までの区域について、現在の「第四中学校」の通学区域から「第一中学校」の通学区域に変更する。当該変更は、令和８年度（令和８年４月１日）からとする。

- （１） 中央一丁目の一部（１番、２番１号から７号まで、２番３５号から４７号まで、６番１号から８号まで、６番２０号から２３号まで、７番１号から１１号まで、７番２０号から３６号まで、１２番１号から６号まで、１２番２０号から３４号まで、１３番、１４番）
- （２） 中央二丁目の一部（１番１号から１３号まで、１番２９号から３２号まで、２番１号から８号まで、３番、４番、５番、６番１号から２９号まで）
- （３） 中央三丁目の一部（２番１号から２０号まで、３番、４番、５番５号から２９号まで、６番１２号から３４号まで、９番２号から３１号まで、１０番）
- （４） 中央四丁目の一部（１番１８号から５１号まで、２番１号から１４号まで、２番３５号から４３号まで）
- （５） 門東町三丁目の一部（３番２８号から４０号まで）
- （６） 城北一丁目の一部（２番８号から３５号まで、３番４号から２７号まで）
- （７） 大町五丁目の一部（２番２２号から２８号まで、４番１号から６号まで、４番４０号から５６号まで、５番）
- （８） 桜木町の一部（１番、２番７０号から８４号まで）
- （９） 松が岬三丁目の一部（１番５号）
- （１０） 丸の内二丁目の一部（１番１号から５号まで、１番４２号から７２号まで、５番１号から４号まで、５番５１号から６７号まで）
- （１１） 鍛冶町
- （１２） 立町

3 第一中学校の通学区域から第二中学校（「(仮称)南西中」）の通学区域に変更する区域

下記（１）から（５）までの区域について、現在の「第一中学校」の通学区域から「第二中学校（「(仮称)南西中学校」）」の通学区域に変更する。当該変更は、令和８年度（令和８年４月１日）からとする。

- （１） 相生町の一部（７番６４号から１０４号まで）
- （２） 大町一丁目の一部（１番１号から１７号まで、１番３５号から６１号まで、２番１号から１６号まで、２番３２号から５９号まで）
- （３） 大町二丁目の一部（１番、２番、３番１号から３０号まで、３番６７号から７１号まで）
- （４） 福田町一丁目
- （５） 福田町二丁目の一部（１番、２番、３番１号から１１６号まで、３番１２４号から１７３号まで）